相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区上平間一四〇二番地、最後の住所千葉県野田市柏寺二五八番地

被相続人　亡　肥後　法義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

事務所千葉県松戸市根本二番地一二　ﾆｭﾔｻﾞﾜﾋﾞﾙ六階　東京中川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市興野二丁目二六番地一、最後の住所新潟県三条市興野二丁目一三番一七号

被相続人　亡　山本みち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

新潟県見附市嶺崎一丁目一〇番二五号　山口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市中宮東之町七一〇番地、最後の住所大阪府枚方市高塚町一番一―八〇六号

被相続人　亡　一瀬　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

大阪市北区西天満五―一〇―一七西天満パークビル五階

相続財産管理人　弁護士　山本　香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市関戸三丁目四一四番地、最後の住所和歌山県海南市上谷七七七番地一

被相続人　亡　東　伸計

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

事務所和歌山県和歌山市三番丁七七番地

相続財産管理人　司法書士　桝谷　知樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町青方郷一一一〇番地九、最後の住所長崎県南松浦郡新上五島町今里郷六一〇番地

被相続人　亡　網田　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷二四六二番地五

相続財産管理人　司法書士　中多　安博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市山香町大字小武一一六九番地五、最後の住所大分県杵築市山香町大字小武一二一三番地　被相続人　亡　田邉　重美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十日

大分市中島西一丁目四番一八号ＮＣビル三〇一号　相続財産管理人　吉田　祐治

平成二十八年八月十日

兵庫県神崎郡神河町中村九九二番地の四　合資会社エコ・ショップ山の幸

代表社員　尾上　克具

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年七月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は大丸藤井株式会社規約型確定給付企業年金が承継しております。

平成二十八年八月十日

札幌市白石区菊水三条一丁目八番二〇号　大丸藤井企業年金基金

清算人　坪井　美樹

任意清算公告

当法人は、平成二十八年七月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十日

税理士法人拓新

代表社員　岩河　剛

任意清算公告

当社は、平成二十八年七月二十六日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年８月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①五洋建設株式会社　②国土交通大臣(12)1635　③代表取締役　清水琢三　④東京都文京区後楽二丁目２番８号　廃止した従たる事務所　新潟県新潟市中央区東大通１－２－25　東京都文京区後楽２－２－８　４階　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－26－２第４安田ビル　鹿児島県鹿児島市山之口町２－１　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都文京区後楽二丁目２番８号　五洋建設株式会社代表取締役　清水琢三

①株式会社エヌ・アイ・アイ　②東京都知事(7)52244　③代表取締役　大倉祥子　④東京都港区赤坂八丁目６番33－101号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂八丁目６番33－301号　大倉祥子

①株式会社野口建設　②大阪府知事(7)30135　③代表取締役　野口豊子　④大阪府堺市中区東八田255番地　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市中区東八田255番地　株式会社野口建設　代表取締役　野口豊子

①三栄住宅　②大阪府知事(12)11036　③三田武雄　④旧大阪市東淀川区瑞光３丁目９番32号（新）大阪市都島区中野町５丁目13番３－4101号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市都島区中野町５丁目13番３－4101号　三栄住宅　三田武雄